

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」新旧対照表

改 定 案	現 行
<p>I 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と構成</p> <p>第1 指針の必要性</p> <p>現在、我が国においては、情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ広範な経済社会構造の変化に的確に対応することが喫緊の課題となっているところ、電気通信事業分野は、その経済社会活動の基盤的な役割を担っているとともに、高度情報通信ネットワーク社会に向けて先導的な役割を果たしていくことが期待されている。</p> <p>このような電気通信事業分野の重要な役割も踏まえ、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号。平成13年1月6日施行。いわゆる「IT基本法」）において、「広く国民が低廉な料金で利用することができる世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を促進するため、事業者間の公正な競争の促進その他の必要な措置が講じられなければならない。」（第17条）こととされているなど、電気通信事業分野における公正な競争を促進していくことが、政府全体としての重要な政策課題の一つとなっている。</p> <p>我が国は、自由主義経済体制の下、事業者の公正かつ自由な競争に基づき、市場メカニズムを通じて、事業者の創意工夫を発揮させ、経済の活力ある発展を確保することを目指しており、規制緩和の推進に併せて、競争の一般的ルールである独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号））により事業者の競争制限行為を排除していくことが基本である。</p> <p>他方、電気通信事業分野においては、</p> <p>① 不可欠性及び非代替性を有するため他の事業者がそれに依存せざるを得</p>	<p>I 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と構成</p> <p>第1 指針の必要性</p> <p>現在、我が国においては、情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ広範な経済社会構造の変化に的確に対応することが喫緊の課題となっているところ、電気通信事業分野は、その経済社会活動の基盤的な役割を担っているとともに、高度情報通信ネットワーク社会に向けて先導的な役割を果たしていくことが期待されている。</p> <p>このような電気通信事業分野の重要な役割も踏まえ、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号。平成13年1月6日施行。いわゆる「IT基本法」）において、「広く国民が低廉な料金で利用することができる世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を促進するため、事業者間の公正な競争の促進その他の必要な措置が講じられなければならない。」（第17条）こととされているなど、電気通信事業分野における公正な競争を促進していくことが、政府全体としての重要な政策課題の一つとなっている。</p> <p>我が国は、自由主義経済体制の下、事業者の公正かつ自由な競争に基づき、市場メカニズムを通じて、事業者の創意工夫を発揮させ、経済の活力ある発展を確保することを目指しており、規制緩和の推進に<u>あわせて</u>、競争の一般的ルールである独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号））により事業者の競争制限行為を排除していくことが基本である。</p> <p>他方、電気通信事業分野においては、</p> <p>① 不可欠性及び非代替性を有するため他の事業者がそれに依存せざるを得</p>

改 定 案	現 行
<p>ないいわゆるボトルネック設備の設置、市場シェアの大きさ等に起因して市場支配力を有する事業者が存在するために十分な競争が進みにくいこと、</p> <p>② いわゆるネットワーク産業であり、競争相手の事業者と接続することにより利用者の効用が大きく増加するとともに、逆に接続しなければ事業者はサービスの提供が困難であるため、他事業者への依存を余儀なくされること、</p> <p>③ 市場の変化や技術革新の速度が大変速いことといった事情がある。</p> <p>このような<u>電気通信事業分野の特殊性</u>を前提にすれば、電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していくためには、規制緩和の推進と競争の一般的ルールである独占禁止法による競争制限行為の排除に加えて、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）において、公共性・利用者利益の確保の観点から必要な規制を課すとともに、公正競争促進のための措置を講じていくことが必要である。</p> <p>このため、電気通信事業分野における競争を促進するためには、両法の果たす役割を踏まえ、独占禁止法及び電気通信事業法を適正に運用していくことが必要となる。</p> <p>この「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」は、独占禁止法を所管する公正取引委員会と電気通信事業法を所管する総務省が、それぞれの所管範囲について責任を持ちつつ、作成したものである。本指針は、独占禁止法と電気通信事業法の適用関係を<u>巡る</u>事業者の無用の混乱や負担を生じさせないようにする観点からも有用であると考えられる。</p> <p>公正取引委員会と総務省は、今後とも、電気通信事業分野における競争を一層促進する観点から、相互に連携しつつ、積極的に取り組んでいくこととする。</p>	<p>ないいわゆるボトルネック設備の設置、市場シェアの大きさ等に起因して市場支配力を有する事業者が存在するために十分な競争が進みにくいこと、</p> <p>② いわゆるネットワーク産業であり、競争相手の事業者と接続することにより利用者の効用が大きく増加するとともに、逆に接続しなければ事業者はサービスの提供が困難であるため、他事業者への依存を余儀なくされること、</p> <p>③ 市場の変化や技術革新の速度が大変速いことといった事情がある。</p> <p>このような<u>電気通信事業分野の特殊性や同分野が独占から競争への過渡的状況にあること</u>を前提にすれば、電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していくためには、規制緩和の推進と競争の一般的ルールである独占禁止法による競争制限行為の排除に加えて、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）において、公共性・利用者利益の確保の観点から必要な規制を課すとともに、公正競争促進のための措置を講じていくことが必要である。</p> <p>このため、電気通信事業分野における競争を促進するためには、両法の果たす役割を踏まえ、独占禁止法及び電気通信事業法を適正に運用していくことが必要となる。</p> <p>この「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」は、独占禁止法を所管する公正取引委員会と電気通信事業法を所管する総務省が、それぞれの所管範囲について責任を持ちつつ、作成したものである。本指針は、独占禁止法と電気通信事業法の適用関係を<u>めぐる</u>事業者の無用の混乱や負担を生じさせないようにする観点からも有用であると考えられる。</p> <p>公正取引委員会と総務省は、今後とも、電気通信事業分野における競争を一層促進する観点から、相互に連携しつつ、積極的に取り組んでいくこととする。</p>
<p>第2 指針の構成と基本的考え方</p> <p>1 構成</p> <p>この指針は、</p>	<p>第2 指針の構成と基本的考え方</p> <p>1 構成</p> <p>(略)</p>

改 定 案	現 行
<p>I 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と構成</p> <p>II 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>III 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為</p> <p>IV 報告・相談、意見申出等への対応体制</p> <p>から構成されている。</p> <p>IIについては、独占禁止法を所管する公正取引委員会及び電気通信事業法を所管する総務省が、それぞれの責任の下、独占禁止法及び電気通信事業法の適用等に関する考え方を示したものである。</p> <p>IIIについては、電気通信事業分野の競争を促進する観点から、電気通信事業者等が自主的に採ることが望まれる行為を具体的に示したものである。</p> <p>IVにおいては、独占禁止法又は電気通信事業法に違反する事実についての報告や、実現しようとする事業活動に係る具体的行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかの確認・相談の窓口及び公正取引委員会と総務省の連携について、付記している。</p> <p>2 独占禁止法の適用に当たっての基本的考え方</p> <p>(1) 公正取引委員会は、従来から、電気通信事業分野における公正かつ自由な競争を促進する観点から、同事業分野における競争制限的行為に対して、独占禁止法を厳正に執行し、それらの行為を排除してきたところであり、今後ともこの方針を堅持していくこととしている。</p> <p>(2) また、電気通信事業分野における公正かつ自由な競争をより一層促進していくためには、競争制限的行為を排除するなど独占禁止法を厳正に執行すること（注1）に加え、以下の観点から、同事業分野における独占禁止法の適用に関する考え方をあらかじめできる限り明らかにすることが重要である。</p> <p>① 事業者が独占禁止法違反行為を行うことを未然に防止すること。</p>	<p>2 独占禁止法の適用に当たっての基本的考え方</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>

改 定 案	現 行
<p>② 事業者が最大限の経営自主性を発揮できる環境を整備すること。</p> <p>③ 独占禁止法上問題となる行為を具体的に示すことにより、その運用の透明性を確保すること。</p> <p>(注1) 公正取引委員会は、独占禁止法に違反する行為があると認めた場合には、独占禁止法の規定に基づき、事業者に対し、当該行為の差止め、契約条項の削除、事業の一部の譲渡その他違反行為を排除するために必要な措置を命ずることとなる。また、事業者が、他の事業者の株式を取得し、又は所有すること等により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、独占禁止法の規定に基づき、事業者に対し、株式の全部又は一部の処分、事業の一部の譲渡その他違反行為を排除するために必要な措置を命ずることとなる。</p> <p>(3) 公正取引委員会は、このような認識の下、次章において、関係する事業者等から示された競争上の懸念や独占禁止法上問題とされた事例なども踏まえた上で、主に電気通信役務(注2)を中心に、<u>競争事業者(注3)の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせるおそれがあるなど、電気通信事業分野における競争に悪影響を与える行為について、具体的に想定される事業者の行為に即した形で、独占禁止法の適用に関する考え方を明らかにしている(注4)。</u></p> <p>(注2) 電気通信役務とは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう(電気通信事業法第2条第3号)。</p> <p><u>(注3) 競争事業者とは、自己若しくは自己の関係事業者の提供する電気通信役務と競合する電気通信役務を現に提供し、又は提供しようとする他の事業者を指す。電気通信役務には、電気通信設備を自ら保有して提供する形態のほか、他の電気通信事業者の保有する電気通信設備を用いて提</u></p>	<p>(3) 公正取引委員会は、このような認識の下、次章において、関係する事業者から示された競争上の懸念や独占禁止法上問題とされた事例なども踏まえた上で、主に電気通信役務(注2)を中心に電気通信事業分野における競争に悪影響を与える行為について、具体的に想定される事業者の行為に即した形で、独占禁止法の適用に関する考え方を明らかにしている。</p> <p>(注2) 電気通信役務とは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう(電気通信事業法第2条第3号)。<u>独占禁止法の適用に当たっては、市場における競争に及ぼす影響の程度が判断される。市場は、例えば、地域通信サービス市場、長距離通信サービス市場、国際通信サービス市場、衛星通信サービス市場、移動体通信サービス市場、データ通信サービス市場等が考えられるが、その実態に即して、画定される。</u></p>

改 定 案	現 行
<p><u>供する形態があるが、競合する電気通信役務に当たるか否かについては、提供形態のいかんを問わず、その実態に即して、判断される。また、競合する電気通信役務を提供しようとする事業者は、現に電気通信事業の登録を受けていない場合や電気通信事業の届出を行っていない場合であっても、競争事業者に含まれる。</u></p> <p><u>なお、自己の関係事業者とは、自己との資本関係等を通じて一方が他方の経営方針等の決定を支配している又はそれに対して重要な影響を与えている事業者をいい、例えば、自己の子会社、自己を子会社とする親会社、当該親会社の子会社などをいう。</u></p> <p><u>(注4) 独占禁止法の適用に当たっては、事業者の行為が市場における競争に及ぼす影響の程度が判断される。電気通信事業分野においては、例えば、固定通信では、加入電話、IP電話、FTTHサービス、DSLサービス、CATV設備を用いた電気通信サービス（以下「CATVサービス」という。）等、移動体通信では、携帯電話サービス、PHSサービス、BWAサービス等のサービスがあるが、市場は、基本的には、需要者にとっての代替性という観点から画定され、必ずしもサービスごとに画定されるものではなく、その実態に即して、画定される。</u></p> <p><u>(4) 独占禁止法は、全ての事業者をその適用対象とするものであるが、同一の行為が行われる場合であっても、新たに参入する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に軽微である一方、市場において相対的に高いシェア（注5）を有する電気通信事業者又はボトルネック設備を有する電気通信事業者若しくは電波の割当てを受けた電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は大きい（注6）（注7）。</u></p> <p><u>本指針Ⅱに記述している行為（「想定例」（注8）を含む。）が具体的に行われた場合であっても、直ちに独占禁止法上問題となるわけではなく、当該行為</u></p>	<p>(現行Ⅱ第1-1(2)(注5))</p> <p>(現行(注3))</p> <p>本指針Ⅱに記述している行為が具体的に行われた場合、当該行為を行った事業者（外国事業者を含む。以下同じ。）が独占禁止法の規定に違反することと</p>

改 定 案	現 行
<p>を行った事業者（外国事業者を含む。以下同じ。）が独占禁止法の規定に違反することとなるか否かについては、同法の規定に照らして、当該行為が競争に与える影響を勘案し、個別の事案ごとに判断されることとなる。<u>また、問題となる行為は本指針記載の行為に限定されるものではない。</u></p> <p><u>（注5）ここでいうシェアは、加入者数のほか、保有する回線等の設備の数に基づき算定される場合がある。また、加入者数に基づくシェアの算定に当たっては、基本的には、電気通信設備を自ら保有して電気通信役務を提供する電気通信事業者だけでなく、他の電気通信事業者の保有する電気通信設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業者も、一の事業者として扱われる。</u></p> <p><u>（注6）電気通信事業分野においては、ボトルネック設備を有する電気通信事業者や電波の割当てを受けた電気通信事業者が、市場において相対的に高いシェアを有する傾向がみられる。</u></p> <p><u>（注7）市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者がその地位を利用して他の商品・サービスについて影響力を行使したり当該市場で得た利益を他の商品・サービスに利用したりする場合も、一般に競争に与える影響は大きい。</u></p> <p><u>（注8）「想定例」は、あくまでも問題となり得る仮定の行為を例示したものである。</u></p> <p>(5) 独占禁止法上問題となる行為としては、具体的に想定される行為を取り上げているが、このほか事業者による株式の保有、合併又は事業譲受け等の企業結合についても、独占禁止法の適用の対象となる（「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（平成16年5月31日公正取引委員会）参照）。また、本指針に記載されていない行為であっても、独占禁止法の規定に違反する場合には、同法の規定に基づき、<u>排除措置命令等の対象となる。</u></p>	<p>なるか否かについては、同法の規定に照らして、当該行為が競争に与える影響を勘案し、個別の事案ごとに判断されることとなる<u>（注3）。</u></p> <p><u>（注3）独占禁止法は、競争に悪影響を与える事業者の行為を問題とするものであり、すべての事業者をその適用対象とするものであるが、同一の行為が行われる場合であっても、行為主体によって競争に与える影響が異なることがあり得る。例えば、新たに事業分野に参入する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に軽微であり、また市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に大きい。</u></p> <p>(4) 独占禁止法上問題となる行為としては、具体的に想定される行為を取り上げているが、このほか事業者による株式の保有、合併又は事業譲受け等の企業結合についても、独占禁止法の適用の対象となる（「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（平成16年5月31日公正取引委員会）参照）。また、本指針に記載されていない行為であっても、独占禁止法の規定に違反する場合には、同法の規定に基づき、<u>排除措置の対象となる。</u></p>

改 定 案	現 行
<p>また、公正取引委員会においては、今後の電気通信事業分野における競争環境の変化に対応しつつ、本指針の運用事例を積み重ねていくとともに、その蓄積を反映させる形で本指針を適宜機動的に見直すこととする。</p>	<p>また、公正取引委員会においては、今後の電気通信事業分野における競争環境の変化に対応しつつ、本指針の運用事例を積み重ねていくとともに、その蓄積を反映させる形で本指針を適宜機動的に見直すこととする。</p>
<p>3 電気通信事業法の適用に当たっての基本的考え方 (略)</p>	<p>3 電気通信事業法の適用に当たっての基本的考え方 (略)</p>
<p>II 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為</p>	<p>II 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為</p>
<p>第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野</p>	<p>第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野</p>
<p>1 独占禁止法における考え方</p>	<p>1 独占禁止法における考え方</p>
<p>(1) <u>固定系の電気通信設備には、電気通信役務を提供するに当たり必要不可欠であるものの、投資等を行うことにより同種の設備を新たに構築することが現実的に困難と認められるボトルネック設備がある。</u> <u>また、移動系の電気通信設備は、投資等を行うことにより同種の設備を新たに構築することが現実的に困難なもの一概に認められるものではないものの、同種の設備を保有していたとしても、移動体通信サービスを行う際には市場において相対的に高いシェアを有する移動体通信サービス事業者と相互に接続しなければサービスの提供が困難と認められる場合がある。加えて、電波の割当て枠に限りがあることから、移動体通信事業には自ら設備を構築し電波の割当てを受けて参入することが行われにくいという現状があり、電波の割当てを受けていない事業者は、サービスの提供に当たり、電波の割当てを受けた事業者が保有する設備への接続が必要となる場合がある。</u></p>	<p>(1) <u>電気通信役務を提供するに当たっては必要不可欠であるが、投資等を行うことにより同種の設備を新たに構築することが現実的に困難と認められる設備（以下「不可欠設備」という。）（注1）がある。このような場合において、電気通信事業者にとっては当該設備への接続（注2）が行えなかったり、接続の手続が遅延したりすれば、新規参入や新規事業展開が困難となる。また、当該設備のうち必要となる機能等だけに限定した接続ができない場合には、更なるコスト負担を強いられることとなる。さらに、当該設備への接続が一部の電気通信事業者にはしか行われない場合には、電気通信事業者間の公正な競争条件を確保できないこととなる。</u></p>
<p><u>このため、固定通信においても移動体通信においても、電気通信事業者にとっては、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が保有する</u></p>	

改 定 案	現 行
<p>特定の電気通信設備（以下「特定設備」という。）（注１）との接続（注２）が行えなかったり、接続の手続が遅延したりすれば、新規参入や新規事業展開が困難となる場合がある。また、特定設備のうち必要となる機能等だけに限定した接続ができない場合には、更なるコスト負担を強いられることとなる。さらに、特定設備への接続が一部の電気通信事業者にしに行われられない場合には、電気通信事業者間の公正な競争条件を確保できないこととなる。</p> <p>（注１）<u>固定系の電気通信設備については、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が保有する加入者回線網がこれに当たる。ここにいう加入者回線網とは、加入者から最も近い交換機や収容ルータ（以下「端末系交換等設備」という。）、加入者と端末系交換等設備を連結する電気通信回線（以下「端末回線」という。）、端末系交換等設備からの電気通信回線を集線する交換機や中継ルータ（以下「中継系交換等設備」という。）、端末系交換等設備と中継系交換等設備の間を連結する電気通信回線等から構成されるネットワークをいう。また、移動系の電気通信設備については、電波の送受信に関連して必要となる設備がこれに当たる。ここにいう電波の送受信に関連して必要となる設備とは、例えば、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が保有する、加入者の端末設備との間で電波の送受信を行う無線局の無線設備（以下「端末系無線基地局」という。）、端末系無線基地局から最も近い交換機（以下「端末系交換設備」という。）、端末系交換設備からの電気通信回線を集線する交換機、これらの間を連結する電気通信回線等から構成されるネットワークをいう。</u></p> <p><u>なお、これらのネットワークにおける電気通信回線には、メタル回線のほか、光ファイバ回線等も含まれる。</u></p> <p>（注２）<u>接続には、その機能を細分化し、接続する者にとって必要なもの（例えば、通信を伝送する機能、通信の交換を行う機能等）のみを利用させ</u></p>	<p>（注１）<u>例えば、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が保有する固定系の加入者回線網がこれに当たる。ここにいう加入者回線網とは、加入者から最も近い交換機（以下「端末系交換等設備」という。）、加入者と端末系交換等設備を連結する電気通信回線（以下「端末回線」という。）、端末系交換等設備からの電気通信回線を集線する交換機（以下「中継系交換等設備」という。）、端末系交換等設備と中継系交換等設備の間を連結する電気通信回線等から構成されるネットワークをいう。また、ここでいう電気通信回線には、メタル回線のほか、光ファイバ回線等を含むものとする。</u></p> <p>（注２）<u>加入者回線網への接続に係る行為のほかに、加入者回線網の共用に係る行為があるが、これらについては接続に係る行為の考え方が準用され</u></p>

改 定 案	現 行
<p>る形態を含むものとする。また、<u>接続に係る行為のほかに、設備の共用に係る行為があるが、共用に係る行為についても接続に係る行為の考え方が準用される。</u></p> <p>(2) このような状況の下、<u>固定通信においても移動体通信においても、例えば、特定設備を保有し、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、競争事業者に対し、特定設備との接続や特定設備との接続に際してのコロケーション（注3）の取引を拒絶し、又はそれらの取引の条件若しくは実施について自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすることは、競争事業者の新規参入を阻害し、円滑な事業活動を困難にさせるもの（注4）</u>であり、これにより市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注4）。</p> <p>(削除 ※(1)に統合)</p> <p>((注2)に移動)</p>	<p>る。</p> <p>(2) このような状況の下、例えば、<u>不可欠設備を有する電気通信事業者が、他の電気通信事業者に対し、その保有する加入者回線網の接続（注3）やコロケーション（注4）の取引を拒絶し、又はそれらの取引の条件若しくは実施について自己又は自己の関係事業者（注5）に比べて不利な取扱いをすることは、他の電気通信事業者等の新規参入を阻害し、円滑な事業活動を困難にさせるもの（注6）</u>であり、これにより市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注7）。</p> <p><u>また、移動体通信サービス事業者の保有する電気通信設備については、投資等を行うことにより同種の設備を新たに構築することが現実的に困難なものと一概に認められるものではない。しかしながら、移動体通信サービスを行う際には市場において相対的に高いシェアを有する移動体通信サービス事業者との接続が不可欠と認められる場合があること、電波の割当て枠に限りがあることから同サービス市場への参入が行われにくいという現状等を踏まえると、市場において相対的に高いシェアを有する移動体通信サービス事業者が、他の電気通信事業者との接続を拒否等することは、上記と同様に独占禁止法上問題となる。</u></p> <p><u>（注3）加入者回線網の接続には、その機能を細分化し、接続を受ける者にとって必要なもの（例えば、通信を伝送する機能、通信の交換を行う機能</u></p>

改 定 案	現 行
<p>(注3) コロケーションとは、<u>接続する者</u>に対して、接続を行うために必要な装置を設置するために必要不可欠となる局舎スペース等を提供することをいう。</p> <p>(I第2-2(3)(注3)に移動)</p> <p>(削除)</p> <p>(注4) 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I第2-2(4)を参照。</p> <p>2 電気通信事業法における接続制度等の趣旨と概要 (略)</p> <p>3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>(1) 独占禁止法上問題となる行為</p> <p>ア 特定設備との接続に係る行為</p> <p>市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>① <u>競争事業者</u>に対して、<u>特定設備</u>との接続を拒否すること、又は接続に関連する費用(注6)を高く設定し、接続に当たって必要となる情報(注7)を十分に開示せず、若しくは接続手続(注8)を遅延させるなど実質的に接続を拒否していると認められる行為を行うことにより、競争事業者の電</p>	<p><u>等)のみを利用させる形態を含むものとする。</u></p> <p>(注4) コロケーションとは、<u>加入者回線網の接続を受ける者</u>に対して、接続を行うために必要な装置を設置するために必要不可欠となる局舎スペース等を提供することをいう。</p> <p><u>(注5) 自己の関係事業者とは、自己との資本関係等を通じて一方が他方の経営方針等の決定を支配しているか又はそれに対して重要な影響を与えている事業者をいい、例えば、自己の子会社、自己を子会社とする親会社、当該親会社の子会社などをいう。</u></p> <p><u>(注6) 不可欠設備を有する電気通信事業者が、接続の拒否行為等を行うことにより、他の電気通信事業者による新たな電気通信役務の提供を困難にさせることも含む。</u></p> <p>(注7) 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I第2-2(3)を参照。</p> <p>2 電気通信事業法における接続制度等の趣旨と概要 (略)</p> <p>3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>(1) 独占禁止法上問題となる行為</p> <p>ア 加入者回線網との接続に係る行為</p> <p>市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>① <u>自己若しくは自己の関係事業者の提供する電気通信役務と競合する電気通信役務を現に提供し、又は提供しようとする他の電気通信事業者(以下「競争事業者」という。)</u>に対して、<u>その保有する加入者回線網との接続を拒否すること、又は接続に関連する費用を高く設定し、接続に当た</u></p>

改 定 案	現 行
<p>気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引拒絶等）（注9）。</p> <p><u>（注6）接続に関連する費用には、網改造料、工事費、手続費、端末接続試験費、接続に際し提供されるSIMや設備の費用等を含む。</u></p> <p>（注7）接続に当たって必要となる情報は、<u>特定設備の設置場所、その空き状況（現状において接続不能であっても接続可能となる時期が明らかな場合はその時期を含む。）等の接続を行う前提として必要となる情報を含む。</u></p> <p>（注8）接続手続は、接続に当たって必要となる情報の開示請求への対応を含む。</p> <p>（注9）電気通信事業法の規定により拒否することができる事由に該当すると認められる場合には問題とならない。</p> <p><想定例></p> <p>○ <u>市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、F T T Hサービスを提供し、又は提供しようとする競争事業者から、光ファイバ等の特定設備への接続の請求を受けた場合に、当該競争事業者に対して、光ファイバの空き状況等の情報を十分に開示せず、又は接続の請求を受けてから接続の可否を回答するまでの期間を引き延ばすことなどにより、実質的に接続を拒否すること。</u></p> <p>○ <u>市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、携帯電話サービスを提供し、又は提供しようとする競争事業者から、特定設備への接続の請求を受けた場合に、当該競争事業者に対して、接続に関連する費用を高く設定し、又は接続の請求を受けてから接続の可否を回答するまでの期間を引き延ばすことなどにより、実質的に接続を拒否すること。</u></p>	<p>って必要となる情報（注9）を十分に開示せず、若しくは接続手続（注10）を遅延させるなど実質的に接続を拒否していると認められる行為を行うことにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引拒絶等）（注11）。</p> <p>（注9）接続に当たって必要となる情報は、<u>加入者回線網の設置場所、その空き状況（現状において接続不能であっても接続可能となる時期が明らかな場合はその時期を含む。）等の接続を行う前提として必要となる情報を含む。</u></p> <p>（注10）接続手続は、接続に当たって必要となる情報の開示請求への対応を含む。</p> <p>（注11）電気通信事業法の規定により拒否することができる事由に該当すると認められる場合には問題とならない。</p>

改 定 案	現 行
<p>② 競争事業者に対して接続を行う場合に、接続に関連する費用、接続に当たって必要な情報の開示の程度、接続手続の期間、優先接続（マイライン）等における登録作業等について、<u>競争事業者に対し、自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取扱い</u>をすることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）。</p> <p><u><想定例></u></p> <p>○ <u>市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、F T T Hサービスを提供し、又は提供しようとする競争事業者から、光ファイバ等の特定設備への接続の請求を受けた場合に、光ファイバの空き情報等の情報の開示、又は接続の請求を受けてから接続の可否を回答するまでの期間について、当該競争事業者に対し、自己の営業部門や自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすること。</u></p> <p>○ <u>市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、携帯電話サービスを提供し、又は提供しようとする競争事業者から、特定設備への接続の請求を受けた場合に、接続に関連する費用や接続の請求を受けてから接続の可否を回答するまでの期間について、当該競争事業者に対し、自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすること。</u></p> <p>イ コロケーションに係る行為</p> <p>市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が<u>特定設備との接続に際して</u>行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>① 競争事業者に対して、コロケーションを拒否すること、又はコロケーションに関連する費用を高く設定し、コロケーションに当たって必要となる情報（注10）を十分に開示せず、若しくはコロケーション手続（注1</p>	<p>② 競争事業者に対して接続を行う場合に、接続に関連する費用、接続に当たって必要な情報の開示の程度、接続手続の期間、優先接続（マイライン）等における登録作業等について、<u>競争事業者を自己又は自己の関係事業者に比べて不利にさせるような取扱い</u>をすることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）。</p> <p>イ コロケーションに係る行為</p> <p>市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>① 競争事業者に対して、コロケーションを拒否すること、又はコロケーションに関連する費用を高く設定し、コロケーションに当たって必要となる情報（注12）を十分に開示せず、若しくはコロケーション手続（注1</p>

改 定 案	現 行
<p>1) を遅延させるなど実質的にコロケーションを拒否していると認められる行為を行うことにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引拒絶等）（注1.2）。</p> <p>（注1.0）コロケーションに当たって必要となる情報は、交換機等を設置している局舎等の名称・所在地、その空き状況（現状においてコロケーションが不能であってもコロケーションが可能となる時期が明らかな場合はその時期を含む。）等のコロケーションを行う前提として必要となる情報を含む。</p> <p>（注1.1）コロケーション手続は、コロケーションに当たって必要となる情報の開示請求への対応を含む。</p> <p>（注1.2）電気通信事業法の規定により拒否することができる事由に該当すると認められる場合には問題とならない。</p> <p><想定例></p> <p>○ <u>市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、F T T Hサービスを提供し、又は提供しようとする競争事業者から、自己の光ファイバ等の特定設備との接続に当たり必要なコロケーションの請求を受けた場合に、当該競争事業者に対して、局舎の空きスペース等の情報を十分に開示せず、又はコロケーションの請求を受けてからコロケーションの可否を回答するまでの期間を引き延ばすことなどにより、実質的にコロケーションを拒否すること。</u></p> <p>② 競争事業者に対してコロケーションを行う場合に、コロケーションに関連する費用、コロケーションに当たって必要な情報の開示の程度、コロケーション手続の期間等について、<u>競争事業者に対し、自己又は自己の関係事業者</u>に比べて不利な取扱いをすることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること</p>	<p>3) を遅延させるなど実質的にコロケーションを拒否していると認められる行為を行うことにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引拒絶等）（注1.4）。</p> <p>（注1.2）コロケーションに当たって必要となる情報は、交換機等を設置している局舎等の名称・所在地、その空き状況（現状においてコロケーションが不能であってもコロケーションが可能となる時期が明らかな場合はその時期を含む。）等のコロケーションを行う前提として必要となる情報を含む。</p> <p>（注1.3）コロケーション手続は、コロケーションに当たって必要となる情報の開示請求への対応を含む。</p> <p>（注1.4）電気通信事業法の規定により拒否することができる事由に該当すると認められる場合には問題とならない。</p> <p>② 競争事業者に対してコロケーションを行う場合に、コロケーションに関連する費用、コロケーションに当たって必要な情報の開示の程度、コロケーション手続の期間等について、<u>競争事業者を自己又は自己の関係事業者</u>に比べて不利にさせるような取扱いをすることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさ</p>

改 定 案	現 行
<p>(私的独占、差別取扱い等)。</p> <p><u><想定例></u></p> <p><u>○ 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、F T T Hサービスを提供し、又は提供しようとする競争事業者から、自己の光ファイバ等の特定設備との接続に当たり必要なコロケーションの請求を受けた場合に、局舎の空きスペース等の情報の開示、又はコロケーションの請求を受けてからコロケーションの可否を回答するまでの期間について、当該競争事業者に対し、自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすること。</u></p> <p>③ 競争事業者に対して、コロケーションに併せて、接続に必要な装置の設置工事・保守に関する契約を自己又は自己の指定した設置工事・保守事業者と締結させるなどの不利益を与えることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(優越的地位の濫用等)(注13)。</p> <p>(注13) 設置工事・保守事業者について、電気通信設備等に支障が生じないようにする観点からの必要最低限の限定を加える場合には問題とならない。</p> <p><u><想定例></u></p> <p><u>○ 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、F T T Hサービスを提供し、又は提供しようとする競争事業者に対し、自己の光ファイバ等の特定設備との接続に際して必要となるコロケーションに併せて、接続に必要な装置の設置工事・保守に関する契約を自己又は自己の指定した設置工事・保守事業者と締結させるなどの不利益を与えること。</u></p>	<p>せること(私的独占、差別取扱い等)。</p> <p>③ 競争事業者に対して、コロケーションに併せて、接続に必要な装置の設置工事・保守に関する契約を自己又は自己の指定した設置工事・保守事業者と締結させるなどの不利益を与えることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(優越的地位の濫用等)(注15)。</p> <p>(注15) 設置工事・保守事業者について、電気通信設備等に支障が生じないようにする観点からの必要最低限の限定を加える場合には問題とならない。</p>
<p>ウ 接続等の際に得た競争事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る</p>	<p>ウ 接続等の際に得た競争事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る</p>

改 定 案	現 行
<p>行為</p> <p><u>接続又はコロケーション（以下「接続等」という。）を行う電気通信事業者は、接続等を受けようとする競争事業者から、電気通信設備に接続する地域（需要者に関する情報）、想定される通信量（需要規模に関する情報）等に関する情報の提供を受けることとなる。このため、接続等を行う電気通信事業者は、接続等を受けようとする競争事業者との接続交渉の過程において、当該競争事業者やその顧客に関する情報を知り得る立場にある。市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、そのような立場を利用して行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</u></p> <p>○ 競争事業者との接続等に関する業務を通じて得た当該競争事業者やその顧客に関する情報を、自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引妨害等）（注14）。</p> <p>（注14）競争事業者や顧客に関する情報を、自己の接続関連業務（例えば、利用の^{ひっばく}逼迫状況を改善する観点からネットワーク設計を行う業務）に利用する場合には問題とならない。</p> <p><想定例></p> <p>○ <u>市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者や移動体電気通信事業者が、競争事業者との接続等に関する業務を通じて得た当該競争事業者のサービス提供先や顧客に関する情報を、自己の営業部門や自己の関係事業者の営業活動に利用すること。</u></p> <p>(2) 電気通信事業法上問題となる行為 （略）</p> <p>第2 電柱・管路等の貸与に関連する分野</p>	<p>行為</p> <p><u>接続等を行う電気通信事業者は、接続等を受けようとする競争事業者から、電気通信設備に接続する地域（需要者に関する情報）、想定される通信量（需要規模に関する情報）等に関する情報の提供を受けることとなる。このため、接続等を行う電気通信事業者は、接続等を受けようとする競争事業者との接続交渉の過程において、当該競争事業者やその顧客に関する情報を知り得る立場にある。市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、そのような立場を利用して行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</u></p> <p>○ 競争事業者との接続等に関する業務を通じて得た当該競争事業者やその顧客に関する情報を、自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引妨害等）（注16）。</p> <p>（注16）競争事業者や顧客に関する情報を、自己の接続関連業務（例えば、利用の逼迫状況を改善する観点からネットワーク設計を行う業務）に利用する場合には問題とならない。</p> <p>(2) 電気通信事業法上問題となる行為 （略）</p> <p>第2 電柱・管路等の貸与に関連する分野</p>

改 定 案	現 行
<p>1 独占禁止法における考え方</p> <p>(1) 電気通信役務市場においては、自ら電気通信回線を設置して参入しようとする、又は電気通信回線の拡充を予定している電気通信事業者（以下「インフラベースの事業者」という。）にとって、公道や私有地に電気通信回線を添架するための電柱を設置したり、地下に電気通信回線を通すための管路等を埋設したりすることは、<u>経済的ではないのみならず、道路法、河川法等に基づく占有許可等の規制上必ずしも容易ではない場合が多い。</u>そのため、インフラベースの事業者は、自ら電気通信回線を設置するために必要不可欠と認められる電柱・管路等を保有する事業者（注20）から、<u>その貸与を受けられなかったり、貸与の手続が遅延したりすれば、新規参入や電気通信回線の拡充が困難な場合がある。</u></p> <p>（注20）例えば、電力会社、電気通信事業者、鉄道事業者等の公益事業者等がこれに当たる。</p> <p>(2) このような場合において、例えば、電柱・管路等を保有する公益事業者等が、<u>自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者に対し、電柱・管路等の貸与の取引を拒絶し、又はそれらの取引の条件若しくは実施について自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすることは、当該インフラベースの事業者等の新規参入を阻害し、その事業活動を困難にさせることも少なくなく、これにより市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。</u>また、市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注21）。</p> <p>（注21）具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I二第2二2</p>	<p>1 独占禁止法における考え方</p> <p>(1) 電気通信役務市場においては、自ら電気通信回線を設置して参入しようとする、又は電気通信回線の拡充を予定している電気通信事業者（以下「インフラベースの事業者」という。）にとって、公道や私有地に電気通信回線を添架するための電柱を設置したり、地下に電気通信回線を通すための管路等を埋設することは、<u>経済的でないのみならず、道路法、河川法等に基づく占有許可等の規制上必ずしも容易ではない場合が多い。</u>そのため、インフラベースの事業者は、自ら電気通信回線を設置するために必要不可欠と認められる電柱・管路等を保有する事業者（注22）から、<u>その貸与を受けないと新規参入又は電気通信回線の拡充が困難な場合がある。</u></p> <p>（注22）例えば、電力会社、電気通信事業者、鉄道事業者等の公益事業者等がこれに当たる。</p> <p>(2) このような場合において、例えば、電柱・管路等を保有する公益事業者等が、電柱・管路等の貸与の取引を拒絶し、又はそれらの取引の条件若しくは実施について自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすることは、インフラベースの事業者等の新規参入を阻害し、その事業活動を困難にさせることも少なくなく、これにより市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。また、市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注23）。</p> <p>（注23）具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I二第2二2（3）</p>

改 定 案	現 行
<p>(4) を参照。</p> <p>2 電気通信事業法における認可・裁定制度の趣旨と概要 (略)</p> <p>3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となり得る行為</p> <p>(1) 独占禁止法上問題となる行為</p> <p>ア 電柱・管路等の貸与に係る行為</p> <p>電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>① <u>自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者</u>に対して、電柱・管路等の貸与を拒否すること(注22)、又は電柱・管路等の貸与に関連する費用を高く設定し(注23)、<u>当該インフラベースの事業者</u>が電柱・管路等の貸与を受けるに当たって必要となる情報(注24)を十分に開示せず、若しくは電柱・管路等の貸与手続(注25)を遅延させるなど実質的に拒否していると認められる行為を行うことにより、当該インフラベースの事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、取引拒絶等)(注26)。</p> <p>(注22) 自動更新条項を規定している貸与契約において、ガイドラインに記載された貸与拒否事由が生じたことにより契約更新を拒否すること自体は問題とならない。ただし、正当な理由なく十分な予告期間を設けずに契約更新を拒否することにより、インフラベースの事業者の事業活動を困難にさせることは問題となる。</p> <p>(注23) 必要性が認められない電柱・管路等の移設・改修工事を行うことを貸与の条件とする行為や、当該工事の必要性が認められるとしても、合理的な理由なく、移設・改修に関連する費用を高く設</p>	<p>を参照。</p> <p>2 電気通信事業法における認可・裁定制度の趣旨と概要 (略)</p> <p>3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となり得る行為</p> <p>(1) 独占禁止法上問題となる行為</p> <p>ア 電柱・管路等の貸与に係る行為</p> <p>電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>① <u>インフラベースの事業者</u>に対して、電柱・管路等の貸与を拒否すること(注24)、又は電柱・管路等の貸与に関連する費用を高く設定し(注25)、<u>インフラベースの事業者</u>が電柱・管路等の貸与を受けるに当たって必要となる情報(注26)を十分に開示せず、若しくは電柱・管路等の貸与手続(注27)を遅延させるなど実質的に拒否していると認められる行為を行うことにより、当該インフラベースの事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、取引拒絶等)(注28)。</p> <p>(注24) 自動更新条項を規定している貸与契約において、ガイドラインに記載された貸与拒否事由が生じたことにより契約更新を拒否すること自体は問題とならない。ただし、正当な理由なく十分な予告期間を設けずに契約更新を拒否することにより、インフラベースの事業者の事業活動を困難にさせることは問題となる。</p> <p>(注25) 必要性が認められない電柱・管路等の移設・改修工事を行うことを貸与の条件とする行為や、当該工事の必要性が認められるとしても、合理的な理由なく、移設・改修に関連する費用を高く設</p>

改 定 案	現 行
<p>定する行為を含む。</p> <p>(注24) 電柱・管路等の貸与を受けようとする事業者が必要とする情報は、電柱・管路等の設置場所、その空き状況（現状において貸与不能であっても貸与可能となる時期が明らかな場合はその時期を含む。）等の貸与を受ける前提として必要となる情報を含む。</p> <p>(注25) 電柱・管路等の貸与手続は、インフラベースの事業者が電柱・管路等の貸与を受けるに当たって必要となる情報の開示請求への対応を含む。</p> <p>(注26) ガイドラインに記載された拒否事由に該当すると認められる場合には問題とならない。</p> <p><想定例></p> <p>○ <u>電柱・管路等を保有する事業者が、自己又は自己の関係事業者である電気通信事業者と競争関係にある光ファイバやCATV設備を保有してFTTHサービスやCATVサービスを提供し又は提供しようとする電気通信事業者から、電柱・管路等の貸与の要請を受けた場合に、当該電気通信事業者に対して、電柱・管路等の設置場所等の情報を十分に開示せず、又は貸与の要請を受けてから貸与の可否を回答するまでの期間を引き延ばすことなどにより、実質的に電柱・管路等の貸与を拒否すること。</u></p> <p>○ <u>電柱・管路等を保有する事業者が、自己又は自己の関係事業者である電気通信事業者と競争関係にある移動体電気通信事業者から、無線基地局間の電気通信回線を敷設するために電柱・管路等の貸与の要請を受けた場合に、当該移動体電気通信事業者に対して、電柱・管路等の設置場所の情報を十分に開示せず、又は要請を受けてから貸与の可否を回答するまでの期間を引き延ばすことなどにより、実質的に電柱・管路等の貸与を拒否すること。</u></p>	<p>定する行為を含む。</p> <p>(注26) 電柱・管路等の貸与を受けようとする事業者が必要とする情報は、電柱・管路等の設置場所、その空き状況（現状において貸与不能であっても貸与可能となる時期が明らかな場合はその時期を含む。）等の貸与を受ける前提として必要となる情報を含む。</p> <p>(注27) 電柱・管路等の貸与手続は、インフラベースの事業者が電柱・管路等の貸与を受けるに当たって必要となる情報の開示請求への対応を含む。</p> <p>(注28) ガイドラインに記載された拒否事由に該当すると認められる場合には問題とならない。</p>

改 定 案	現 行
<p>② <u>自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者</u>に対して電柱・管路等の貸与を行う場合に、貸与に関連する費用、貸与を受けようとする事業者が必要とする情報の開示の程度、貸与手続の期間等について、当該インフラベースの事業者<u>に対し、自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをする</u>（注27）ことにより、当該インフラベースの事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）（注28）。</p> <p>（注27）自己の関係事業者に対しては、電柱・管路等の設置工事を共同で行うことにより自己の関係事業者の設置費用の軽減を図る一方、インフラベースの事業者に対しては、設置工事を共同で行うことを拒否することで自己の関係事業者に比べて高額な設置費用を負担することを余儀なくさせる行為を含む。</p> <p>（注28）電気通信事業の用に供する場合と電気通信事業以外の事業の用に供する場合において認められる合理的なコスト差等を反映して取扱いに差異が生じる場合には問題とならない。</p> <p><想定例></p> <p>○ <u>電柱・管路等を保有する事業者が、光ファイバやCATV設備を保有してFTTHサービスやCATVサービスを提供し、又は提供しようとする自己又は自己の関係事業者である電気通信事業者と競争関係にある電気通信事業者から、電柱・管路等の貸与の要請を受けた場合に、電柱・管路等の空き情報の開示の程度、又は貸与の要請を受けてから貸与の可否を回答するまでの期間について、当該電気通信事業者に対し、自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすること。</u></p> <p>イ 電柱・管路等の貸与と他のサービスの抱き合わせ等に係る行為 電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題と</p>	<p>② <u>インフラベースの事業者</u>に対して電柱・管路等の貸与を行う場合に、貸与に関連する費用、貸与を受けようとする事業者が必要とする情報の開示の程度、貸与手続の期間等について、当該インフラベースの事業者を自己又は自己の関係事業者に比べて不利にさせるような取扱いをする（注29）ことにより、当該インフラベースの事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）（注30）。</p> <p>（注29）自己の関係事業者に対しては、電柱・管路等の設置工事を共同で行うことにより自己の関係事業者の設置費用の軽減を図る一方、インフラベースの事業者に対しては、設置工事を共同で行うことを拒否することで自己の関係事業者に比べて高額な設置費用を負担することを余儀なくさせる行為を含む。</p> <p>（注30）電気通信事業の用に供する場合と電気通信事業以外の事業の用に供する場合において認められる合理的なコスト差等を反映して取扱いに差異が生じる場合には問題とならない。</p> <p>イ 電柱・管路等の貸与と他のサービスの抱き合わせ等に係る行為 電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題と</p>

改 定 案	現 行
<p>なる。</p> <p>○ 電柱・管路等の貸与に併せて、自己が既に設置した光ファイバ（幹線部分）が存在する区間について、<u>自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者</u>の希望がないにもかかわらず、それを不当に利用させること（私的独占、抱き合わせ販売等）（注29）。</p> <p>（注29）当該インフラベースの事業者の事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。</p> <p>ウ 電柱・管路等の貸与の際に得た自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為</p> <p>電柱・管路等を保有する事業者は、自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者に電柱・管路等を貸与する際の手続等を通じて、その参入時期、参入区域、参入の態様等の重要な営業情報を知り得る立場にある。そのような立場を利用して、電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>○ 電柱・管路等の貸与に関する業務を通じて得た<u>自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者</u>やその顧客に関する情報を、自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、当該インフラベースの事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引妨害等）（注30）。</p> <p>（注30）インフラベースの事業者やその顧客に関する情報を、自己の貸与関連業務（例えば、利用の^{ひっばく}逼迫状況を改善する観点から電柱・管路等の増設・改修を行う業務）に利用する場合には問題とならない。</p> <p><想定例></p> <p>○ <u>電柱・管路等を保有する事業者が、自己又は自己の関係事業者と競</u></p>	<p>なる。</p> <p>○ 電柱・管路等の貸与に併せて、自己が既に設置した光ファイバ（幹線部分）が存在する区間について、<u>インフラベースの事業者</u>の希望がないにもかかわらず、それを不当に利用させること（私的独占、抱き合わせ販売等）（注31）。</p> <p>（注31）当該インフラベースの事業者の事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。</p> <p>ウ 電柱・管路等の貸与の際に得た自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為</p> <p>電柱・管路等を保有する事業者は、自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者に電柱・管路等を貸与する際の手続等を通じて、その参入時期、参入区域、参入の態様等の重要な営業情報を知り得る立場にある。そのような立場を利用して、電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>○ 電柱・管路等の貸与に関する業務を通じて得た<u>当該インフラベースの事業者</u>やその顧客に関する情報を、自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、当該インフラベースの事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引妨害等）（注32）。</p> <p>（注32）インフラベースの事業者やその顧客に関する情報を、自己の貸与関連業務（例えば、利用の^{ひっばく}逼迫状況を改善する観点から電柱・管路等の増設・改修を行う業務）に利用する場合には問題とならない。</p>

改 定 案	現 行
<p><u>争関係にある光ファイバやCATV設備を保有してFTTHサービスやCATVサービスを提供する電気通信事業者への電柱・管路等の貸与に関する業務を通じて得た当該電気通信事業者のサービス提供先や顧客に関する情報を、自己の関係事業者である電気通信事業者の営業活動に利用すること。</u></p> <p>エ 一束化及び支線の共用に係る行為</p> <p>電柱を保有する事業者から既にその貸与を受けている電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>○ <u>インフラベースの事業者から一束化(注3.1)又は支線の共用(以下「一束化等」という。)のための調整の要請を受けた場合において、一束化等を拒否し、又は一束化等に関連する費用を高く設定し、若しくは一束化等の手続を遅延させる行為を行うことにより、一束化等を前提とした電柱の貸与契約の成立を不当に妨害すること(私的独占、取引妨害等)(注3.2)。</u></p> <p>(注3.1)一束化とは、電気通信事業者等がその伝送路設備を先行敷設者(電気通信事業者、有線テレビジョン放送施設者その他の者であって既に電柱に有線電気通信設備を設置しているものをいう。)が既に電柱に設置している有線電気通信設備と束ねて設置することをいう。</p> <p>(注3.2)ガイドラインに記載された拒否事由に該当すると認められる場合には問題とならない。</p> <p><想定例></p> <p>○ <u>電柱を保有する事業者から既にその貸与を受けている電気通信事業者が、光ファイバやCATV設備を保有してFTTHサービスやCATVサービスを提供し、又は提供しようとする電気通信事業者から、一束化等のための調整の要請を受けた場合において、一束化等に</u></p>	<p>エ 一束化及び支線の共用に係る行為</p> <p>電柱を保有する事業者から既にその貸与を受けている電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>○ <u>インフラベースの事業者から一束化(注3.3)又は支線の共用(以下「一束化等」という。)のための調整の要請を受けた場合において、一束化等を拒否し、又は一束化等に関連する費用を高く設定し、若しくは一束化等の手続を遅延させる行為を行うことにより、一束化等を前提とした電柱の貸与契約の成立を不当に妨害すること(私的独占、取引妨害等)(注3.4)。</u></p> <p>(注3.3)一束化とは、電気通信事業者等がその伝送路設備を先行敷設者(電気通信事業者、有線テレビジョン放送施設者その他の者であって既に電柱に有線電気通信設備を設置しているものをいう。)が既に電柱に設置している有線電気通信設備と束ねて設置することをいう。</p> <p>(注3.4)ガイドラインに記載された拒否事由に該当すると認められる場合には問題とならない。</p>

改 定 案	現 行
<p data-bbox="286 197 1104 228">関連する費用を高く設定し、又は一束化等の手続を遅延させること。</p> <p data-bbox="154 293 663 323">(2) 電気通信事業法上問題となり得る行為</p> <p data-bbox="221 341 273 371">(略)</p> <p data-bbox="120 437 636 467">第3 電気通信役務の提供に関連する分野</p> <p data-bbox="154 485 528 515">1 独占禁止法における考え方</p> <p data-bbox="179 533 1108 1145">事業者の創意による企業努力に基づく価格・サービス競争は、<u>能率競争（良質・廉価な商品を提供して顧客を獲得する競争をいう。）の中核をなすものであり、事業者がどのような料金や条件でサービスを提供するか、どの事業者と取引するかは、基本的には当該事業者の自由な判断に委ねられているものである。一方で、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、採算を度外視した低い料金を設定すること、取引の相手方により差別的な条件を設定したり取引の相手方を拘束する条件を設定したりすること、電気通信役務を提供するために必要な業務の受託等や卸電気通信役務の提供を拒否すること等により、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注37）。</u></p> <p data-bbox="179 1163 1108 1439">なお、<u>電気通信事業分野のようなネットワーク型産業においては、加入者の多いネットワークほど、その利用機会が多くなりネットワーク自体の価値が高まることから、新規加入者による電気通信事業者の選択は既存加入者の多いネットワークに集中する傾向があり、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者により、顧客を自己のネットワークに囲い込むような行為が行われた場合、競争事業者の事業活動に及ぼす影響が大きい。</u></p>	<p data-bbox="1162 293 1671 323">(2) 電気通信事業法上問題となり得る行為</p> <p data-bbox="1229 341 1281 371">(略)</p> <p data-bbox="1128 437 1644 467">第3 電気通信役務の提供に関連する分野</p> <p data-bbox="1162 485 1536 515">1 独占禁止法における考え方</p> <p data-bbox="1162 533 2114 715">(1) <u>電気通信事業分野のようなネットワーク型産業においては、加入者の多いネットワークほど、その利用機会が多くなりネットワーク自体の価値が高まることから、新規加入者による電気通信事業者の選択は既存加入者の多いネットワークに集中する傾向が強いと指摘されている。</u></p> <p data-bbox="1182 732 2114 858">また、<u>顧客が加入先の電気通信事業者を変更する際に、これまでと同じ電話番号を変更後の電気通信事業者においても引き続き使用できない場合には、顧客が加入先を変更することをためらうことも生じ得る。</u></p> <p data-bbox="1182 876 2114 1098">このような電気通信事業分野の特徴を踏まえると、例えば、<u>相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者が、自己の加入者相互間の電気通信役務料金を他の電気通信事業者の加入者への電気通信役務料金より安く設定する等、取引の相手方により差別的な取引条件を設定することは、顧客を囲い込む効果を生じさせるものである。</u></p> <p data-bbox="1162 1163 2114 1439">(2) <u>このような状況の下、例えば、電気通信事業者が、地域若しくは相手方により差別的な電気通信役務料金を設定すること、又は相手方が他の電気通信事業者と取引しないことを条件として、当該相手方に電気通信役務を提供することにより、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正</u></p>

改 定 案	現 行
<p>(注37) 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、12第22(4)を参照。</p>	<p><u>な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる(注39)。</u></p> <p>(注39) 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、12第22(3)を参照。</p>
<p>2 電気通信事業法における料金その他の提供条件に関する制度の趣旨と概要 (略)</p>	<p>2 電気通信事業法における料金その他の提供条件に関する制度の趣旨と概要 (略)</p>
<p>3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為 (1) 電気通信役務の料金その他の提供条件の設定等に係る行為</p>	<p>3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為 (1) 電気通信役務の料金その他の提供条件の設定等に係る行為</p>
<p>ア 独占禁止法上問題となる行為</p> <p>市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>① 競争事業者が新規参入(事業の拡充を含む。以下同じ。)した地域についてのみ、例えば、自己の設定する接続料金や卸電気通信役務の料金を下回るような電気通信役務料金を設定することにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること(私的独占、差別対価等)(注38)。</p> <p>(注38) 期間や提供地域を限定して行われる試験サービスについては、直ちに独占禁止法上問題がないと認められるものではなく、当該電気通信事業者にとっての試験サービスの必要性、実施期間、対象範囲、料金体系、競争事業者が同様のサービスを提供可能か否か、当該試験サービスが競争状況に与える影響等を総合的に考慮して判断される((1)ア及び(2)アにおいて同じ)。</p>	<p>ア 独占禁止法上問題となる行為</p> <p>市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>① 競争事業者が新規参入(事業の拡充を含む。以下同じ。)した地域についてのみ、例えば、自己の設定する接続料金を下回るような電気通信役務料金を設定することにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること(私的独占、差別対価等)(注40)。</p> <p>(注40) 期間や提供地域を限定して行われる試験サービスについては、直ちに独占禁止法上問題がないと認められるものではなく、当該電気通信事業者にとっての試験サービスの必要性、実施期間、対象範囲、料金体系、競争事業者が同様のサービスを提供可能か否か、当該試験サービスが競争状況に与える影響等を総合的に考慮して判断される((1)ア及び(2)アにおいて同じ)。</p>
<p><想定例></p> <p>○ <u>市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、競争事業者がF T T HサービスやC A T Vサービスを提供する地</u></p>	

改 定 案	現 行
<p><u>域についてのみ、自己の光ファイバの接続料金やF T T Hサービスの卸電気通信役務の料金を下回るようなF T T Hサービスの小売料金を設定すること。</u></p> <p>② <u>競争事業者のネットワークと接続して提供する自己の電気通信役務の料金に比べて自己又は自己の関係事業者のネットワークと接続して提供する自己の電気通信役務の料金を低く設定することにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、差別対価等）（注39）。</u></p> <p>（注39）競争事業者に支払うべき接続料金等合理的と認められるコスト差を反映して通話料金に格差が生じる場合には問題とならない。</p> <p>③ <u>電気通信役務を提供に要する費用（注40）を著しく下回る料金で提供することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、不当廉売等）。</u></p> <p>（注40）<u>電気通信役務に関する契約の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）を行う電気通信設備の販売業者に対し、電気通信役務の提供に係る顧客との契約の締結を条件とした販売奨励金を提供している場合には、当該販売奨励金も当該電気通信役務の提供に要する費用に含まれる。また、例えば、電気通信事業者は、自己の関係事業者に販売促進活動等の営業活動を著しく低い価格で委託したり、自己の関係事業者から特定の電気通信役務を著しく低い価格で卸し受けたりすることにより、自己の関係事業者から実質的な内部補助を受けることが可能となる。電気通信事業者が、このような内部補助を受けること等により、作為的に自己の提供する電気通信役務その他のサービスに要する費用を低くしていると認められる場合には、その点を修正した上で当該費用を算定する。</u></p>	<p>② <u>自己の提供する電気通信役務の料金について、競争事業者のネットワークを利用する電気通信役務料金に比べて自己又は自己の関係事業者のネットワークを利用する電気通信役務料金を低く設定することにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、差別対価等）（注41）。</u></p> <p>（注41）競争事業者に支払うべき接続料金等合理的と認められるコスト差を反映して通話料金に格差が生じる場合には問題とならない。</p> <p>③ <u>その提供に要する費用（注42）を著しく下回る料金で電気通信役務を提供することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、不当廉売等）。</u></p> <p>（注42）例えば、電気通信事業者は、自己の関係事業者に販売促進活動等の営業活動を著しく低い価格で委託したり、又は自己の関係事業者から特定の電気通信役務を著しく低い価格で卸し受けたりすることにより、自己の関係事業者から実質的な内部補助を受けることが可能となる。電気通信事業者が、このような内部補助を受けること等により、作為的に自己の提供する電気通信役務その他のサービスに要する費用を低くしていると認められる場合には、その点を修正した上で当該費用を算定する。</p>

改 定 案	現 行
<p>＜想定例＞</p> <p><u>○ 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者や移動体電気通信事業者が、工事費、手続費等や電気通信役務に付随する装置を無料にすることなどを通じて、電気通信役務の提供に要する費用を実質的に著しく下回る料金でF T T Hサービスや携帯電話サービスを提供すること。</u></p> <p>④ 自己又は自己の関係事業者のみから電気通信役務の提供を受けることを条件として、不当に電気通信役務の料金を引き下げ、基本料金を割り引き、又は工事費等を減免すること（私的独占、排他条件付取引等）（注4.1）。</p> <p>（注4.1）競争事業者の取引機会を減少させるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。</p>	<p>④ 自己又は自己の関係事業者のみから電気通信役務の提供を受けることを条件として、不当に電気通信役務の料金を引き下げ、基本料金を割り引き、又は工事費等を減免すること（私的独占、排他条件付取引等）（注4.3）。</p> <p>（注4.3）競争事業者の取引機会を減少させるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。</p>
<p>＜想定例＞</p> <p><u>○ 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者や移動体電気通信事業者が、取引関係を有する事業者に対し、自己又は自己の関係事業者のみから電気通信役務の提供を受けることを条件として、工事費、手続費等を無料にしてF T T Hサービスや携帯電話サービスを提供すること。</u></p> <p>⑤ 競争事業者との接続の協定、事業の受委託又は卸電気通信役務の提供等に併せて、当該競争事業者の提供しようとする電気通信役務の料金、内容、<u>提供条件等</u>（提供開示時期、提供地域、提供先等を含む。）の設定に不当に関与すること（私的独占、拘束条件付取引等）（注4.2）。</p> <p>（注4.2）競争事業者の自主的な事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。</p>	<p>⑤ 競争事業者との接続の協定、事業の受委託又は卸電気通信役務の提供等に併せて、当該競争事業者の提供しようとする電気通信役務の料金、内容、<u>提供条件</u>（提供開示時期、提供地域、提供先等を含む。）の設定に不当に関与すること（私的独占、拘束条件付取引等）（注4.4）。</p> <p>（注4.4）競争事業者の自主的な事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。</p>
<p>＜想定例＞</p> <p><u>○ 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者</u></p>	

改 定 案	現 行
<p><u>が、競争事業者に対して、当該競争事業者のネットワークから発信し自己のネットワークに着信する場合の通話料金の設定に関与することを条件として、自己の電気通信設備との接続や卸電気通信役務の提供を行うこと。</u></p> <p>○ <u>市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、競争事業者に対して、当該競争事業者の携帯電話サービスの通信料金、内容等の設定に関与することを条件として、自己の電気通信設備との接続や卸電気通信役務の提供を行うこと。</u></p> <p>イ 電気通信事業法上問題となる行為 (略)</p> <p>(2) セット提供等に係る行為</p> <p>ア 独占禁止法上問題となる行為</p> <p>市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>① <u>他の事業者と業務提携を行うことにより自己又は自己の関係事業者の電気通信役務と併せて他の商品・サービスを提供する場合（注４６）に、業務提携を行う事業者に対して、他の電気通信事業者との業務提携を行わないこと、又は他の電気通信事業者との業務提携における割引額を低く抑えるなど、他の電気通信事業者との提携内容を自己若しくは自己の関係事業者との提携内容よりも不利なものとするを条件とすることにより、他の電気通信事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、排他条件付取引等）。</u></p> <p><u>（注４６）他の商品・サービスを提供する場合とは、当該他の商品・サービスを自己の名義において提供する場合は、業務提携先の事業者</u></p>	<p>イ 電気通信事業法上問題となる行為 (略)</p> <p>(2) セット提供に係る行為</p> <p>ア 独占禁止法上問題となる行為</p> <p>市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p>

改 定 案	現 行
<p><u>が当該他の商品・サービスを提供する場合も含まれる。</u></p> <p><想定例></p> <p>○ <u>市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、電力会社やガス会社と業務提携を行うことにより自己の携帯電話サービスと電気やガスをセット提供する場合に、当該電力会社やガス会社に対して、自己と競争関係にある移動体電気通信事業者と業務提携を行わないことを条件としたり、自己と競争関係にある移動体電気通信事業者と業務提携する場合には、自己の携帯電話サービスとセット提供する場合の割引額と比べ電気料金やガス料金の割引額を低くすることを条件としたりすること。</u></p> <p>② <u>自己の電気通信役務と併せて他の商品・サービスの提供（注４７）を受けると電気通信役務の料金又は当該他の商品・サービスの料金と電気通信役務の料金を合算した料金が割安となる方法でセット提供する場合において、提供に要する費用を著しく下回る料金を設定すること（注４８）により、自己又は他の商品・サービスを提供する事業者と競争関係にある事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、不当廉売等）。</u></p> <p><u>（注４７）他の商品・サービスの提供とは、他の商品・サービスを自己の名称において提供する場合は、他の事業者が当該他の商品・サービスを提供する場合も含まれる。</u></p> <p><u>（注４８）例えば、電気通信役務と電気、ガス等の他の事業分野の商品・サービスをセットで提供する場合には、一般的には、電気通信役務と他の事業分野の商品・サービスそれぞれについて、その供給に要する費用を著しく下回る料金で提供しているかどうかにより判断することとなる。</u></p> <p><想定例></p> <p>○ <u>市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者</u></p>	<p>○ <u>自己の電気通信役務と併せて自己又は自己の関係事業者の商品・サービスの提供を受けると当該他の商品の価格・サービスの料金が割安となる方法でセット提供する場合において、その提供に要する費用を著しく下回る水準に料金を設定することにより、競争関係にある他の商品・サービスの事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、不当廉売等）。</u></p>

改定案	現行
<p><u>が、固定系電気通信事業者からF T T Hサービスの卸提供を受け、自己の携帯電話サービスとF T T Hサービスをセット提供する場合において、当該携帯電話サービスの費用を著しく下回る水準で当該携帯電話サービスの料金を設定し、又は当該F T T Hサービスの提供に要する費用を著しく下回る水準で当該F T T Hサービスの料金を設定したり、携帯電話サービスとF T T Hサービスの提供に要する費用を合算した費用を著しく下回る水準で全体の料金を設定したりすること。</u></p> <p><u>○ 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、携帯電話サービスと電気やガスをセット提供する場合において、当該携帯電話サービスの提供に要する費用を著しく下回る水準で当該携帯電話サービスの料金を設定すること（名目上は電気やガスの料金が割安となる場合であっても、実質的には携帯電話サービスの料金を割り引いていると認められる場合も含む。）。</u></p> <p>イ 電気通信事業法上問題となる行為 (略)</p> <p>(3) 顧客と他の電気通信事業者との取引の妨害等に係る行為</p> <p>ア 独占禁止法上問題となる行為</p> <p>市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>① 顧客等に対して、<u>電気通信役務の品質面等に関する事実と異なる情報提供を行うこと、必要事項を十分に説明しないこと等</u>により、競争事業者と当該顧客等との契約の締結を不当に妨害すること又は<u>競争事業者と当該顧客等との既存契約を不当に解除させること</u>（私的独占、取引妨害等）。 <u><想定例></u></p>	<p>イ 電気通信事業法上問題となる行為 (略)</p> <p>(3) 顧客と他の電気通信事業者との取引の妨害等に係る行為</p> <p>ア 独占禁止法上問題となる行為</p> <p>市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>① 顧客等に対して、<u>電気通信役務の品質面等に関する不当な情報提供を行い、又は必要事項を十分に説明しないことなど</u>により、競争事業者と当該顧客等との契約の締結を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）。</p>

改 定 案	現 行
<p>○ <u>市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者や移動体電気通信事業者が、顧客等に対して、根拠がないにもかかわらず、通信速度が遅いなど、競争事業者の電気通信役務に係る品質面等が自己の電気通信役務に劣るかのような広告の提示や説明を行うこと。</u></p> <p>② 回線切替工事を必要とする電気通信役務について、自己との既存契約を解約し競争事業者と契約を締結しようとする顧客の回線切替工事を遅延させ、又は遅延を示唆することにより、競争事業者と当該顧客との契約の締結を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）。</p> <p><想定例></p> <p>○ <u>市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、自己とのF T T Hサービスの既存契約を解約し競争事業者とF T T Hサービスの契約を締結しようとする顧客の回線切替工事を遅延させ、又は遅延を示唆すること。</u></p> <p>③ 顧客が自己との電気通信役務の提供契約を解約する場合において、当該顧客に対して、<u>不当に高額の違約金の支払を請求し（注49）、若しくは他の電気通信事業者への移行禁止期間を設けること、又は不当に端末設備に技術的な制限を設定し当該端末設備において他の電気通信事業者の電気通信役務を利用できなくすること（注50）</u>により、競争事業者と当該顧客との契約の締結を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）。</p> <p><u>（注49）例えば、一定期間の契約を条件として料金が割安となる契約において、当該契約期間内に顧客が解約する場合に、不当に高額の違約金の支払を請求することがこれに当たる。</u></p> <p><u>なお、不当に高額の違約金であるかどうかは、顧客が解約までに享受した割引総額、当該解約による電気通信事業者の収支への影響の程度、割引額の設定根拠等を勘案して判断される。</u></p>	<p>② 回線切替工事を必要とする電気通信役務について、自己との既存契約を解約し競争事業者と契約を締結しようとする顧客の回線切替工事を遅延させ、又は遅延を示唆することにより、競争事業者と当該顧客との契約の締結を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）。</p> <p>③ 顧客が自己との電気通信役務の提供契約を解約する場合において、当該顧客に対して、高額の違約金の支払を請求し、<u>又は他の電気通信事業者への移行禁止期間を設けることにより、競争事業者と当該顧客との契約の締結を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）。</u></p>

改 定 案	現 行
<p><u>(注50) 例えば、特定のSIMカードを取り付けた場合にのみ端末設備が動作する設定をし、不当に他の電気通信事業者の電気通信役務を利用できなくすることがこれに当たる。</u></p> <p><u>なお、不適切な行為を防止するための必要最小限の措置と認められる場合には不当な行為に該当しない。</u></p> <p><想定例></p> <p>○ <u>市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、一定期間の契約を条件として割引を行う携帯電話サービスの契約を解約する顧客に対して、不当に高額の違約金の支払いを請求すること。</u></p> <p>④ 工事又は機器の取替え等が必要な電気通信役務について、当該工事等の費用を自己又は自己の関係事業者の顧客に係るものに比べて競争事業者の顧客に係るものを不利なものとするにより、競争事業者とその顧客の取引を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）。</p> <p><想定例></p> <p>○ <u>市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、自己のFTTHサービスから競争事業者のFTTHサービスに切り替えようとする顧客に対して、自己の関係事業者のFTTHサービスに切り替えようとする顧客に比べてサービスの切替えに必要なとなる回線の切替工事の料金を高く設定したり切替工事の作業を遅延させたりすること。</u></p> <p>イ 電気通信事業法上問題となる行為 (略)</p> <p>(4) 自己の関係事業者との業務の受委託等に係る行為</p>	<p>④ 工事又は機器の取替え等が必要な電気通信役務について、当該工事等の費用を自己又は自己の関係事業者の顧客に係るものに比べて競争事業者の顧客に係るものを不利なものとするにより、競争事業者とその顧客の取引を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）。</p> <p>イ 電気通信事業法上問題となる行為 (略)</p> <p>(4) 自己の関係事業者との業務の受委託等に係る行為</p>

改 定 案	現 行
<p>ア 独占禁止法上問題となる行為</p> <p>加入者回線網を保有する電気通信事業者は、既存の電気通信役務に係る顧客との契約関係を活用することで他の電気通信事業者に比べて有利に営業販売活動等を展開し得る地位にある。<u>また、加入者回線網を保有する電気通信事業者との接続や当該電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該電気通信役務を提供するために必要な業務を、加入者回線網を保有する電気通信事業者に委託する場合がある。このため、電気通信事業者にとっては、加入者回線網を保有する事業者から業務の受託等を拒否されれば、新規参入が困難となる場合がある。</u>このような状況において、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>○ 自己の関係事業者に対しては電気通信役務に関する契約の<u>媒介等</u>、その他の業務の受託等（<u>注文受付、料金請求・回収代行等の業務の支援行為を含む。</u>）を行う一方、競争事業者に対しては、その受託等を不当に拒否し（<u>注5 1</u>）、又は<u>自己の関係事業者に比べて高い料金を設定する（注5 2）</u>など不当に差別的に取り扱うこと（私的独占、取引拒絶等）（<u>注5 3</u>）。</p> <p><u>（注5 1）受託等の手続を遅延させるなど、実質的に受託等を拒否していると認められる場合も含む。</u></p> <p><u>（注5 2）実質的に自己の関係事業者に適用が限定されることが明らかなく大口割引により、実質的に競争事業者に対する料金を高く設定していると認められる場合も含む。</u></p> <p>（<u>注5 3</u>）競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。</p> <p><想定例></p> <p>○ <u>市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、自己の光ファイバを用いたF T T Hサービスを卸提供する場合</u></p>	<p>ア 独占禁止法上問題となる行為</p> <p>加入者回線網を保有する電気通信事業者は、既存の電気通信役務に係る顧客との契約関係を活用することで他の電気通信事業者に比べて有利に営業販売活動等を展開し得る地位にある。このような状況において、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>○ 自己の関係事業者に対しては電気通信役務に関する契約の<u>媒介、取次ぎ又は代理</u>、その他の業務の受託等（業務の支援行為を含む。）を行う一方、競争事業者に対しては、その受託等を不当に拒否し、又は高い料金を設定するなど不当に差別的に取り扱うこと（私的独占、取引拒絶等）（<u>注4 8</u>）。</p> <p>（<u>注4 8</u>）競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。</p>

改 定 案	現 行
<p><u>に、自己の関係事業者に対しては当該F T T Hサービスの営業活動や注文受付、料金請求・回収代行等の付随業務の受託等を低い料金で行う一方、他の卸先事業者に対しては、当該業務の受託等を行わなかったり、受託に係る料金を高く設定したりすること。</u></p> <p>イ 電気通信事業法上問題となる行為 (略)</p> <p>(5) 卸電気通信役務の料金の設定等に係る行為</p> <p>ア 独占禁止法上問題となる行為</p> <p><u>市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、卸電気通信役務の料金を低く設定することにより、当該卸電気通信役務の提供を受けた電気通信事業者が低い価格で小売サービスを提供し、小売サービス市場において自ら設備を保有して電気通信役務を提供する電気通信事業者等の事業活動を困難とさせる場合がある。このため、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、卸電気通信役務について、提供に要する費用を著しく下回る料金で提供したり、不当に特定の地域又は相手方に対してのみ料金を低く設定したりすることにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせることは、独占禁止法上問題となる。</u></p> <p><u>また、電気通信事業者にとっては、投資等を行うことにより新たに設備を構築することが現実的に困難と認められるボトルネック設備があることや電波の割当て枠に限りがあること等から、これらを保有する市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けられなかったり、卸電気通信役務の手続が遅延したりすれば、新規参入が困難となる場合があり、電気通信事業者が単独で行う取引拒絶であっても、独占禁止法上問題となる場合がある。</u></p>	<p>イ 電気通信事業法上問題となる行為 (略)</p> <p>(5) 卸電気通信役務の料金の設定等に係る行為</p> <p>ア 独占禁止法上問題となる行為</p> <p><u>事業者がどの事業者に対して卸電気通信役務を提供するかは、基本的には事業者の取引先選択の自由の問題である。事業者が、料金、品質、サービス等の要因を考慮して、独自の判断によって、ある事業者と取引しないこととしても、基本的には独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、事業者が単独で行う取引拒絶であっても、独占禁止法上違法な行為の実効を確保するための手段として取引を拒絶する場合には違法となり、また、競争事業者を市場から排除するなどの独占禁止法上不当な目的を達成するための手段として取引を拒絶する場合には独占禁止法上問題となる。</u></p>

改 定 案	現 行
<p><u>上記の考え方を踏まえると、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</u></p> <p><u>① 提供に要する費用（注５４）を著しく下回る料金で卸電気通信役務を提供することにより、卸電気通信役務市場又は小売サービス市場における競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、不当廉売等）</u></p> <p><u>（注５４）例えば、電気通信事業者は、自己の関係事業者に販売促進活動等の営業活動を著しく低い価格で委託したり、自己の関係事業者から特定の電気通信役務を著しく低い価格で卸し受けたりすることにより、自己の関係事業者から実質的な内部補助を受けることが可能となる。電気通信事業者が、このような内部補助を受けること等により、作為的に自己の提供する卸電気通信役務その他のサービスに要する費用を低くしていると認められる場合には、その点を修正した上で当該費用を算定する。</u></p> <p><u><想定例></u></p> <p><u>○ 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、自己の光ファイバを用いたF T T Hサービスの卸提供に要する費用を著しく下回る料金で卸電気通信役務の提供を行うこと。</u></p> <p><u>② 競争事業者が新規参入した地域又は競争事業者が競合するサービスを提供している地域についてのみ、卸電気通信役務の料金を不当に低く設定し、当該卸電気通信役務の提供を受けた電気通信事業者が低い価格で小売サービスを提供することを可能とすることにより、卸電気通信役務市場又は小売サービス市場における競争事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、差別対価等）。</u></p> <p><u><想定例></u></p> <p><u>○ 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者</u></p>	<p>市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p>

改 定 案	現 行
<p><u>が、光ファイバやCATV設備を保有して電気通信役務を提供する電気通信事業者と競合する地域についてのみ、提供に要する費用を著しく下回るFTTHサービスの卸電気通信役務の料金を設定すること。</u></p> <p>③ <u>電気通信事業者</u>に対して、卸電気通信役務の提供を行う場合に、他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けないことを条件とし、又は他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けた場合には自己が提供する卸電気通信役務に<u>関連する料金を高く引き上げること</u>などにより、当該他の電気通信事業者の卸電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、排他条件付取引等)。</p> <p>④ <u>競争事業者</u>に対して、<u>事業活動を行うために必要な卸電気通信役務の提供を不当に拒否すること、又は卸電気通信役務に関連する費用(注55)を高く設定し(注56)、卸電気通信役務の提供を受けるに当たって必要となる情報を十分に開示せず、卸電気通信役務の提供手続(注57)を遅延させ、卸電気通信役務の提供を受ける者にとって必要な機能を利用させないなど実質的に卸電気通信役務の提供を不当に拒否していると認められる行為を行うこと(私的独占、取引拒絶等)(注58)(注59)。</u></p> <p><u>(注55)卸電気通信役務に関連する費用には、手続費等を含む。また、卸電気通信役務に関連する費用とは、名目上の費用ではなく、実際の取引において当該卸電気通信役務に関連する値引き、販売奨励金の提供等が行われている場合には、これらを考慮に入れた実質的な費用をいう。</u></p> <p><u>(注56)例えば、自己の小売サービスの料金を上回る卸電気通信役務の料金を設定することがこれに当たる。</u></p> <p><u>なお、電気通信回線等に係る既存投資額を償却し得るような水準である場合には問題とならない。</u></p>	<p>(現行 ②)</p>

改 定 案	現 行
<p><u>(注57) 卸電気通信役務の提供手続は、卸電気通信役務の提供を受けるに当たって必要となる情報の開示請求への対応を含む。</u></p> <p><u>(注58) 競争事業者の卸電気通信役務市場若しくは小売サービス市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。</u></p> <p><u>(注59) 卸電気通信役務を提供する電気通信事業者にとって、提供することが技術的に困難な機能や過度な経済的負担が発生する機能等については、その提供を行わない場合であっても、一般的には問題とならない。</u></p> <p>⑤ <u>競争事業者に対して卸電気通信役務の提供を行う場合に、卸電気通信役務の内容、卸電気通信役務に関連する費用、提供する情報、卸電気通信役務の提供手続、卸電気通信役務の提供を受けるまでの期間、技術的条件(注60)等について、競争事業者に対し、自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすること(注61)により、卸電気通信役務市場又は小売サービス市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、差別取扱い等)。</u></p> <p><u>(注60) ここでいう技術的条件は、例えば、設備を接続する場合の接続箇所における技術的条件や受付システムの技術的仕様等を指す。</u></p> <p><u>(注61) 実質的に自己の関係事業者に適用が限定されることが明らかな大口割引により、実質的に競争事業者に対する費用を高く設定している」と認められる場合も含む。</u></p> <p><想定例></p> <p>○ <u>市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、自己の光ファイバを用いたF T T Hサービスを卸提供する場合に、自己の関係事業者に対してのみ、当該F T T Hサービスの料金を低く設定したり実質的に自己の関係事業者に適用が限定されること</u></p>	<p><u>① 卸電気通信役務に関連する費用を高く設定し(注49)、卸電気通信役務の提供を受けるに当たって必要となる情報を十分に開示せず、若しくは卸電気通信役務の提供を受けるための手続を遅延させること等、又は費用、提供する情報、卸電気通信役務の提供を受けるまでの期間等について自己の関係事業者に比べて不利にさせるような取扱いをすることにより、競争事業者の顧客向け電気通信役務(以下「小売サービス」という。)市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、差別取扱い等)。</u></p> <p><u>(注49) 電気通信回線等に係る既存投資額を償却し得るような料金水準である場合には問題とならない。</u></p> <p><u>② 小売サービスを提供する電気通信事業者に対して、卸電気通信役務の提供を行う場合に、他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けないことを条件とし、又は他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けた場合には自己が提供する卸電気通信役務の料金を高く引き上げることなどにより、当該他の電気通信事業者の卸電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、排他条件付取引等)。</u></p>

改 定 案	現 行
<p><u>が明らかな大口割引を行ったりすること、技術的条件を先行的に開示すること、又は当該F T T Hサービスを優先的に提供することなど、競争事業者に対し、自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすること。</u></p> <p>○ <u>市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、自己の電気通信設備を用いた携帯電話サービスを卸提供する場合に、自己の関係事業者に対してのみ、一定の機能を優先的に卸提供したり、当該携帯電話サービスの卸料金を低く設定したりするなど、競争事業者に対し、自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすること。</u></p> <p>⑥ <u>電気通信事業者に対して、卸電気通信役務の提供を行う場合に、当該卸電気通信役務を受けた電気通信事業者が当該卸電気通信役務を用いて提供する電気通信役務の顧客に対して当該卸電気通信役務以外を用いた電気通信役務へと契約を切り替えさせることを不当に制限すること(私的独占、拘束条件付取引等)(注62)。</u></p> <p><u>(注62) 競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。</u></p> <p><想定例></p> <p>○ <u>市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、光ファイバやC A T V設備を保有する電気通信事業者に対して、F T T Hサービスを卸提供する際に、当該電気通信事業者が、当該卸提供を受けて提供するF T T Hサービスの顧客を勧誘し、当該電気通信事業者の保有する光ファイバやC A T V設備を用いた電気通信役務へと契約を切り替えさせることを、不当に制限する条件を付けること。</u></p> <p>⑦ <u>卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者は、卸電気通信役務の提供</u></p>	<p>③ <u>卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者は、卸電気通信役務の提供</u></p>

改 定 案	現 行
<p>を受けようとする競争事業者から、<u>電気通信役務</u>を提供する地域（需要者に関する情報）、想定される通信量（需要規模に関する情報）等に関する情報の提供を受けることとなる。このため、卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者は、卸電気通信役務の提供を受けようとする競争事業者との交渉の過程において、当該競争事業者やその顧客に関する情報を知り得る立場にある。</p> <p>そのような立場を利用して、競争事業者との卸電気通信役務の提供に関する業務を通じて得た当該競争事業者やその顧客に関する情報を、自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引妨害等）（注63）。</p> <p>（注63）競争事業者や顧客に関する情報を、自己の回線の設置業務（例えば、利用の^{ひっばく}逼迫状況を改善する観点からネットワーク設計を行う業務）に利用する場合には問題とならない。</p> <p><想定例></p> <p><u>○ 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者や移動体電気通信事業者が、競争事業者との卸電気通信役務の提供に関する業務を通じて得た当該競争事業者のサービス提供先や顧客に関する情報を、自己の営業部門や自己の関係事業者の営業活動に利用すること。</u></p> <p>イ 電気通信事業法上問題となる行為 （略）</p> <p>第4 コンテンツの提供に関連する分野 1 独占禁止法における考え方</p>	<p>を受けようとする競争事業者から、<u>小売サービス</u>を提供する地域（需要者に関する情報）、想定される通信量（需要規模に関する情報）等に関する情報の提供を受けることとなる。このため、卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者は、卸電気通信役務の提供を受けようとする競争事業者との交渉の過程において、当該競争事業者やその顧客に関する情報を知り得る立場にある。</p> <p>そのような立場を利用して、競争事業者との卸電気通信役務の提供に関する業務を通じて得た当該競争事業者やその顧客に関する情報を、自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引妨害等）（注50）。</p> <p>（注50）競争事業者や顧客に関する情報を、自己の回線の設置業務（例えば、利用の逼迫状況を改善する観点からネットワーク設計を行う業務）に利用する場合には問題とならない。</p> <p>イ 電気通信事業法上問題となる行為 （略）</p> <p>第4 コンテンツの提供に関連する分野 1 独占禁止法における考え方</p>

改 定 案	現 行
<p>(1) <u>現在、多機能端末の普及などにより、様々なシステム上で、顧客が、ゲーム、音楽、動画、電子書籍等の各種サービス（以下「コンテンツ」という。）を利用することが可能となっている。</u></p> <p><u>例えば、コンテンツを提供するシステムとして、電気通信事業者が、移動体通信端末等（以下「簡易端末」という。）のディスプレイ等を利用し、顧客がコンテンツを利用できるシステム（以下「簡易端末情報サービスシステム」という。）を管理・運用している場合がある。</u></p> <p>簡易端末情報サービスシステムを管理・運用している電気通信事業者（以下「システム運用事業者」という。）は、その管理・運用の適切性等を確保する観点から、簡易端末の簡単な操作によってアクセスすることができるメニュー（以下「メニューリスト」<u>（注6.4）</u>という。）を設定し、一定の基準（以下「掲載基準」という。）の下に、コンテンツを掲載していることが一般的である。また、メニューリストに掲載されたコンテンツの提供に係る料金については、電気通信役務料金とともにシステム運用事業者による代行回収が行われる仕組みとなっている。</p> <p><u>このような状況の下、コンテンツを提供する事業者（以下「コンテンツプロバイダー」という。）にとっては、自己が提供するコンテンツが様々なシステム上に掲載されることが、他のコンテンツプロバイダーとの競争上重要であると考えられ、また、システム運用事業者にとっては、優良なコンテンツをどれだけ自己の簡易端末情報サービスシステムのメニューリストに掲載できるかが、他のシステム運用事業者との競争上重要であると考えられる。</u></p>	<p>(1)</p> <p>電気通信事業者は、<u>移動体通信端末又は固定通信端末（以下「簡易端末」という。）のディスプレイ等を利用し、音楽の配信、タウン情報、銀行との取引等の各種オンラインサービス（以下「コンテンツ」という。）を利用できるシステム（以下「簡易端末情報サービスシステム」という。）を管理・運用している場合がある。</u></p> <p>簡易端末情報サービスシステムを管理・運用している電気通信事業者（以下「システム運用事業者」という。）は、その管理・運用の適切性等を確保する観点から、簡易端末の簡単なキー操作によってアクセスすることができるメニュー（以下「メニューリスト」という。）を設定し、一定の基準（以下「掲載基準」という。）の下に、コンテンツを掲載していることが一般的である。また、メニューリストに掲載されたコンテンツの提供に係る料金については、電気通信役務料金とともにシステム運用事業者による代行回収が行われる仕組みとなっている。</p> <p><u>簡易端末情報サービスシステムについては、顧客はメニューリストに掲載されていないコンテンツに比べて、メニューリストに掲載されているコンテンツにアクセスする傾向が強いと指摘されており、コンテンツを提供する事業者（以下「コンテンツプロバイダー」という。）にとっては、自己が提供するコンテンツがメニューリストに掲載されることが、他のコンテンツプロバイダーとの競争上重要であると考えられる。</u></p> <p><u>他方、それぞれの簡易端末情報サービスシステム間に互換性がないため、顧客は他の簡易端末情報サービスシステムのメニューリストに掲載されているコンテンツにはアクセスできない現状を踏まえると、システム運用事業者にとっては、優良なコンテンツをどれだけ自己の簡易端末情報サービスシステムの</u></p>

改 定 案	現 行
<p>(注6 4) <u>ここでいうメニューリストとは、例えば、システム運用事業者の公式メニューや各種コンテンツを提供する定額制メニューを指す。</u></p> <p>(2) このような<u>現状を踏まえると</u>、例えば、システム運用事業者が、コンテンツプロバイダーと他のシステム運用事業者との取引を制限する(注6 5)条件を付けて当該コンテンツプロバイダーと取引したり、<u>メニューリストへのコンテンツの掲載に際して、自己又は自己の関係事業者と比べて、他のコンテンツプロバイダーを不利に取り扱ったりすること等</u>により、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる(注6 6)。</p> <p>(注6 5) システム運用事業者は、自己のメニューリストへのコンテンツの掲載基準を独自に定めているところ、掲載基準が公開されていなかったり、公開されていても<u>明確性に欠けたりする</u>場合がある。このような場合、システム運用事業者による掲載基準の恣意的運用が行われ、他のシステム運用事業者との取引を制限することとなりやすい。</p> <p>(注6 6) 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、<u>1 第 2 第 2 (4)</u>を参照。</p> <p>2 電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等 (略)</p>	<p>メニューリストに掲載できるかが、他のシステム運用事業者との競争上重要であると考えられる。</p> <p>(2) このような<u>状況の下</u>、例えば、システム運用事業者が、コンテンツプロバイダーと他のシステム運用事業者との取引を制限する(注5 1)条件を付けて、<u>当該コンテンツプロバイダーと取引すること</u>により、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる(注5 2)。</p> <p>(注5 1) システム運用事業者は、自己のメニューリストへのコンテンツの掲載基準を独自に定めているところ、掲載基準が公開されていなかったり、公開されていても<u>明確性に欠ける</u>場合がある。このような場合、システム運用事業者による掲載基準の恣意的運用が行われ、他のシステム運用事業者との取引を制限することとなりやすい。</p> <p>(注5 2) 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、<u>1 第 2 第 2 (3)</u>を参照。</p> <p>2 電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等 (略)</p>

改 定 案	現 行
<p>3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>(1) 独占禁止法上問題となる行為</p> <p>市場において相対的に高いシェアを有するシステム運用事業者が<u>行う以下の行為は</u>、独占禁止法上問題となる。</p>	<p>3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>市場において相対的に高いシェアを有するシステム運用事業者が、<u>以下のよ うな行為により、競争事業者の取引の機会を減少させ、又はコンテンツ提供市 場における価格競争を阻害するおそれを生じさせることは、独占禁止法上問題 となる（私的独占、排他条件付取引、拘束条件付取引等）。</u></p> <p><u>また、市場支配的な電気通信事業者が、以下の行為を行うことにより、コン テンツプロバイダーの業務について不当に規律し、又は干渉すると認められる ときは、電気通信事業法第30条第3項第3号の禁止行為に該当し、総務大臣 による停止又は変更命令が発動される（同条第4項）。また、第一種指定電気通 信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関 して同様の行為を行った場合には、当該電気通信事業者に対し当該行為を停 止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第3 1条第4項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻 害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第11 7条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第1 26条第1項第3号）。</u></p> <p>① <u>競争事業者のメニューリストへ新たにコンテンツを掲載しようとするコ ンテンツプロバイダーに対して、自己のメニューリストへのコンテンツの掲 載若しくは料金回収代行サービスを中止し、又は既に競争事業者のメニュー リストにコンテンツを掲載しているコンテンツプロバイダーに対して、自己 のメニューリストへの掲載若しくは料金回収代行サービスを拒否（注53） すること（注54）。</u></p> <p><u>（注53）不適切なコンテンツが流れることを防止する観点から、メニュー リストに掲載すべきコンテンツプロバイダーの選択基準を明確に した上で、公正に実施する場合には問題とならない。</u></p>

改 定 案	現 行
<p>(注65に移動)</p> <p>① 自己のメニューリストへ既にコンテンツを掲載している又は新たにコンテンツを掲載しようとするコンテンツプロバイダーに対して、競争事業者のメニューリストへのコンテンツの掲載又は競争事業者のメニューリストに対応する記述言語によるコンテンツの作成を禁止すること、<u>競争事業者のメニューリストへ新たにコンテンツを掲載する場合には料金回収代行サービスを中止すること等を条件とすることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、排他条件付取引等)</u>(注67)。</p> <p>(注67) 要望するカテゴリへの掲載を不当に拒否する場合又はサイトのツリー構造の最下層近辺への配置により不当に不利益を与える場合も問題となる。</p> <p>② コンテンツを<u>自己の</u>メニューリストに掲載させる条件として、コンテンツプロバイダーと顧客との間におけるコンテンツ提供に係る<u>料金その他の提供条件等</u>の設定に関与する(注68)ことにより、<u>当該コンテンツプロバイダーの事業活動を困難にさせ、又はコンテンツ提供市場における競争を阻害するおそれを生じさせること(私的独占、拘束条件付取引等)</u>。</p> <p>(注68) 高額請求による利用者とコンテンツプロバイダーとのトラブルを回避するため、一定額以上となるようなコンテンツ料金を承諾しないことについては、当該一定額が料金を不当に制限するものではない限り、問題とならない。</p>	<p>(注54) 要望するカテゴリへの掲載を不当に拒否する場合又はサイトのツリー構造の最下層近辺への配置により不当に不利益を与える場合も問題となる。</p> <p>② 自己のメニューリストへ既にコンテンツを掲載している又は新たにコンテンツを掲載しようとするコンテンツプロバイダーに対して、競争事業者のメニューリストへのコンテンツの掲載を禁止する、又は競争事業者のメニューリストに対応する記述言語によるコンテンツの作成を禁止すること。</p> <p>③ コンテンツをメニューリストに掲載させる条件として、コンテンツプロバイダーと顧客との間におけるコンテンツ提供に係る<u>料金</u>の設定に関与する(注55)こと。</p> <p>(注55) 高額請求による利用者とコンテンツプロバイダーとのトラブルを回避するため、一定額以上となるようなコンテンツ料金を承諾しないことについては、当該一定額が料金を不当に制限するものではない限り、問題とならない。</p>

改 定 案	現 行
<p>③ <u>自己のメニューリストへコンテンツを掲載する場合に、コンテンツの掲載に係る条件について、コンテンツを提供する自己又は自己の関係事業者に比べて、他のコンテンツプロバイダーを不利に取り扱うことにより、当該コンテンツプロバイダーの新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）。</u></p> <p><想定例></p> <p>○ <u>市場において相対的に高いシェアを有する移動系のシステム運用事業者が、各種コンテンツを提供する定額制メニューにコンテンツを掲載する場合に、収益配分、メニュー上の掲載位置等の条件について、自己又は自己の関係事業者に比べて、他のコンテンツプロバイダーを不利に取り扱うこと。</u></p> <p>(2) 電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>(略)</p> <p>第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野</p> <p>1 独占禁止法における考え方</p> <p>(1) 技術革新の進展が著しく、それに基づく新たなサービスの展開が活発である電気通信事業分野においては、<u>電気通信設備の製造に当たっていわゆる事実上の標準と認められる特許等があり、そのような特許等のライセンス契約を締結しないと、電気通信設備の製造販売活動が困難となるおそれがある。</u></p> <p><u>また、電気通信設備の製造には相当程度のコストを要することから、特定の電気通信事業者が一定の数量を購入することを条件として、当該電気通信事業者向けに特化した電気通信設備が開発・製造されることも多いところ、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者は、電気通信設備を多く購</u></p>	<p>第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野</p> <p>1 独占禁止法における考え方</p> <p>(1) 技術革新の進展が著しく、それに基づく新たなサービスの展開が活発である電気通信事業分野においては、<u>電気通信事業者が、電気通信設備の製造に当たっていわゆる事実上の標準と認められる特許等を有している場合があり、</u>そのような特許等のライセンス契約を締結しないと、電気通信設備の製造販売活動が困難となるおそれがある。</p>

改 定 案	現 行
<p><u>入できるため、電気通信設備の製造業者にとっては、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者と取引することが事業活動を行う上で重要であると考えられる。</u></p> <p>(2) <u>このような現状を踏まえると、例えば、特許等を有する電気通信事業者等が、電気通信設備の製造業者に対して、特許等のライセンス契約の締結に併せて他の商品・サービスを自己又は自己の指定する事業者から購入させること、特許等のライセンス契約を締結している電気通信設備の製造業者とその取引の相手方との取引その他電気通信設備の製造業者の事業活動を拘束する条件を付けて当該電気通信設備の製造業者と取引をすること、競争事業者の電気通信設備を製造させないこと等により、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注69）。</u></p> <p>なお、一般に、技術の利用に係る制限行為に関する独占禁止法における考え方については、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（平成19年9月28日公正取引委員会）に基づいて判断される。</p> <p>（注69） 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、12第22（4）を参照。</p> <p>(3) <u>端末設備の販売業者は、端末設備の販売に併せて、電気通信事業者の電気通信役務に関する契約の媒介等を行うことも多いところ、端末設備の販売業者が端末設備の販売価格を自由に設定できることのみならず、電気通信役務に関連する多様な商品・サービスを自らの判断で提供できることが、端末設備の販売市場や当該商品・サービスの販売市場における競争を確保する観点から重要で</u></p>	<p>(2) <u>このような場合において、例えば、電気通信事業者が、電気通信設備の製造業者（以下「設備メーカー」という。）に対して、特許等のライセンス契約の締結に併せて他の商品・サービスを自己又は自己の指定する事業者から購入させること、又は特許等のライセンス契約を締結している設備メーカーとその取引の相手方との取引その他設備メーカーの事業活動を拘束する条件を付けて当該設備メーカーと取引をすることにより、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注56）。</u></p> <p>なお、一般に、技術の利用に係る制限行為に関する独占禁止法における考え方については、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（平成19年9月28日公正取引委員会）に基づいて判断される。</p> <p>（注56） 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、12第22（3）を参照。</p>

改 定 案	現 行
<p><u>あると考えられる。</u></p> <p><u>(4) このような状況の下、例えば、電気通信事業者が、端末設備の販売業者に対して、販売する端末設備の価格を拘束すること、又は特定の商品・サービス以外の商品・サービスを取り扱わせないことにより、端末設備の販売市場又は特定の商品・サービスの販売市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注70）。</u></p> <p><u>(注70) 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I-第2-2(3)参照。</u></p> <p>2 電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等 (略)</p> <p>3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>(1) 独占禁止法上問題となる行為</p> <p><u>ア 電気通信設備の製造に関連する分野における行為</u></p> <p><u>特許等を有する電気通信事業者等が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</u></p>	<p>2 電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等 (略)</p> <p>3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為</p> <p><u>電気通信事業者が以下のような行為により、他の事業者の事業活動を困難にさせ、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、若しくはその事業活動を困難にさせ、又は端末設備の価格競争を阻害するおそれを生じさせることは、独占禁止法上問題となる（私的独占、抱き合わせ販売等、再販売価格の拘束、拘束条件付取引等）。</u></p> <p><u>また、市場支配的な電気通信事業者が、以下の行為を行うことにより、設備メーカー又は端末設備の販売業者の業務について不当に規律し、又は干渉する</u></p>

改 定 案	現 行
<p>① <u>特許等を有する電気通信事業者が、電気通信設備の製造業者と電気通信設備を製造するために不可欠な特許等のライセンス契約を締結するのに併せて、不当に自己又は自己の指定する事業者から電気通信設備の製造業者が必要とする商品・サービスを購入させること（私的独占、抱き合わせ販売等）（注7-1）。</u></p> <p><u>（注7-1）当該電気通信設備の製造業者の事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。</u></p> <p>② <u>特許等を有する電気通信事業者が、電気通信設備を製造するために不可欠な特許等について、電気通信設備の製造業者と締結しているライセンス契約又は共同開発契約において、自己の特許等の技術を利用する電気通信設備を競争事業者に販売する際には別契約により許諾を要する旨の条件を付している場合に、電気通信設備の製造業者からの許</u></p>	<p><u>と認められる（注5-7）ときには、電気通信事業法第30条第3項第3号の禁止行為に該当し、総務大臣による停止又は変更命令が発動される（同条第4項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して同様の行為を行った場合には、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第31条第4項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。</u></p> <p><u>（注5-7）ただし、販売業者の選定に当たって、利用者利益の確保の観点等から一定のサービス水準を満足することを条件とする場合や、下記④において、販売業者が専売を希望する場合には、電気通信事業法上問題とならない。</u></p> <p>① <u>設備メーカーと電気通信設備を製造するために不可欠な特許等のライセンス契約を締結するのに併せて、合理的な理由なく、自己又は自己の指定する事業者から設備メーカーが必要とする商品・サービスを購入させること。</u></p> <p>② <u>電気通信設備を製造するために不可欠な特許等について、設備メーカーと締結しているライセンス契約又は共同開発契約において、自己の特許等の技術を利用した電気通信設備を競争事業者に販売する際には別契約により許諾を要する旨の条件を付している場合に、合理的な理由なく、設備メーカーからの許諾要請を認めず、若しくは許諾に係る手続を遅延させるなど実質的</u></p>

改 定 案	現 行
<p>諾要請を認めず、又は許諾に係る手続を遅延させるなど実質的に許諾請求を拒否していると認められる行為を行い、競争事業者に当該特許等の技術を利用した電気通信設備を販売する時期等を制限することにより、競争事業者又は電気通信設備の製造業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引妨害等）。</p> <p>③ <u>市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、電気通信設備の製造業者に対して、自ら指定した電気通信設備のみを製造させ、又は競争事業者の電気通信設備を製造させないことにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、拘束条件付取引等）。</u></p> <p>＜想定例＞</p> <p>○ <u>市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、端末設備を調達する際に、端末設備の製造業者に対して、自己又は自己のネットワークを利用する移動体電気通信事業者向けの端末設備のみ製造することを条件とすること。</u></p> <p>イ 電気通信設備の販売に関連する分野における行為</p> <p><u>市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</u></p> <p>① <u>端末設備の販売業者に対して、正当な理由がないのに自ら定めた端末設備の標準価格、参考価格等を遵守させること、又は販売業者が店頭、広告等において表示する価格を拘束することにより端末設備の価格競争を阻害するおそれを生じさせること（私的独占、再販売価格の拘束、拘束条件付取引等）（注72）。</u></p> <p><u>（注72）電気通信事業法第27条の3の規定に基づき端末設備の販売業者に対して指導等を行うことと併せて、上記のような行為を行う</u></p>	<p>に許諾請求を拒否していると認められる行為を行い、競争事業者に当該特許等の技術を利用した電気通信設備を販売する時期等を制限すること。</p> <p>③ <u>端末設備（注58）の販売業者に対して、自ら定めた端末設備の標準価格、参考価格等を遵守させ、又は販売業者が店頭、広告等において表示する価格を拘束すること。</u></p> <p><u>（注58）端末設備とは、例えば、電話機（固定、移動体）、ファクシミリ機等をいう。</u></p>

改 定 案	現 行
<p><u>場合も、独占禁止法上問題となる。以下、②及び③において同じ。</u></p> <p>② <u>端末設備の販売業者に対して、自己の端末設備以外の端末設備を取り扱わず、自ら指定した端末設備のみを販売させ、又は自ら定めた販売地域等を遵守させることにより、競争事業者の新規参入を阻止し、若しくはその事業活動を困難にさせ、又は端末設備の価格競争を阻害するおそれを生じさせること（私的独占、排他条件付取引等）。</u></p> <p>③ <u>端末設備の販売業者に対して、自己若しくは自己の指定する事業者の商品・サービスを顧客に提供することを強制し（注73）、又は他の事業者の商品・サービスを顧客に提供することを禁止することにより、当該商品・サービスを提供する他の事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、拘束条件付取引等）（注74）。</u></p> <p><u>（注73）例えば、当該商品・サービスを提供しない場合に当該商品・サービスの提供に連動しない販売奨励金等を不当に減額すること等により実質的に強制していると認められる場合も含む。</u></p> <p><u>（注74）当該商品・サービスを提供する他の事業者が代替的な提供方法を容易に確保することができる場合には問題とならない。</u></p> <p><想定例></p> <p>○ <u>市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、端末設備の販売業者に対して、自己又は自己の関係事業者の電気通信役務を顧客に提供することと併せて自己又は自己の指定する事業者のコンテンツを顧客に提供することを強制し、他のコンテンツプロバイダーのコンテンツを顧客に提供することを禁止すること。</u></p> <p>(2) 電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>(略)</p>	<p>④ <u>端末設備の販売業者に対して、他の電気通信事業者の端末設備を取り扱わず、自ら指定した端末設備のみを販売させ、又は自ら定めた販売地域等を遵守させること。</u></p>

改 定 案	現 行
<p>【再掲】 市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制（禁止行為等） （略）</p> <p>Ⅲ 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為 （略）</p> <p>Ⅳ 報告・相談、意見申出等への対応体制 （略）</p>	<p>【再掲】 市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制（禁止行為等） （略）</p> <p>Ⅲ 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為 （略）</p> <p>Ⅳ 報告・相談、意見申出等への対応体制 （略）</p>